

【目視規制】

人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制

公表日：令和6年6月28日

No	法令	条項	条文	規制等の内容概要	備考
1	産業標準化法	第29条第1項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	認定産業標準作成機関への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。
2	産業標準化法	第35条第1項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十条第一項又は第二項の認証を受けた製造業者等（以下この項及び次条第一項において「認証製造業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた鉱工業品に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。	認証製造業者等への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。
3	産業標準化法	第35条第2項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十一条第一項の認証を受けた加工業者（以下この項及び次条第二項において「認証加工業者」という。）に対し、第三十一条第一項の認証を受けた加工技術に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証加工業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工をした鉱工業品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理体制を検査させることができる。	認証加工業者への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。

4	産業標準化法	第35条第3項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十二条第一項から第三項までの認証を受けた電磁的記録作成事業者等（以下この項及び次条第三項において「認証電磁的記録作成事業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた電磁的記録又は当該電磁的記録を記録した記録媒体に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証電磁的記録作成事業者等の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該電磁的記録若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその作成品質管理体制を検査させることができる。	認証電磁的記録作成事業者等への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。
5	産業標準化法	第35条第4項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十三条第一項の認証を受けた役務提供事業者（以下この項及び次条第四項において「認証役務提供事業者」という。）に対し、第三十三条第一項の認証を受けた役務に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証役務提供事業者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該役務若しくはその提供品質管理体制を検査させることができる。	認証役務提供事業者への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。
6	産業標準化法	第54条第1項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	国内登録認証機関への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。
7	産業標準化法	第64条第1項	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	登録試験事業者への報告徴収及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収については、電磁的方法等による徴収も可能とする。 ・立入検査については、webカメラ、オンライン会議システム等を活用したデジタル技術を活用した検査も可能とする。